2023年4月1日

職員各位

社会福祉法人サンフレンズ
理事長　土屋　俊彦

介護職員処遇改善等手当等の支給に関すること

介護職員の賃金改善のため、2009年10月から実施された介護職員処遇改善交付金から始まった処遇改善等加算は、2023年4月現在、①介護職員処遇改善加算②介護職員等特定処遇改善加算③介護職員等ベースアップ等支援加算の3つになっています。

この3つの処遇改善等加算についての手当等を、2023年度も以下のとおり支給します。

1 基本給・賃金　（介護職員処遇改善加算から支給。不足分は法人から支給。）
対象者　介護職員
金額　2008年を基準にして常勤職員の基本給を月額700円から85,340円増額、
2011年を基準にして非常勤職員の時給を50円から465円増額。

2 常勤賞与　（介護職員処遇改善加算から支給。不足分は法人から支給。）
対象者　介護職員
金額　2008年を基準にして常勤職員の基本給を月額700円から85,340円増額した分の賞与増額分

2 処遇改善手当　（介護職員処遇改善加算から支給。不足分は法人から支給。）
対象者　毎月1日現在、在籍する介護職員全員（兼務者含む）。ただし1日に休職・休業・欠勤中の職員除く。
金額　月５，０００円
非常勤職員は、1週あたりの労働条件通知書に定める日数による。

1週あたりの労働日数	支給額
5日以上	5,000 円
4日以上	4,000 円
3日以上	3,000 円
2日以上	2,000 円
1日以上	1,000 円

例）月・火・水隔週勤務の場合　→　週2.5日　→　週2日以上の2,000円を支給。

3 処遇改善夜勤手当　（介護職員処遇改善加算から支給。不足分・対象外職員分は法人から支給。）
対象者　夜勤を行った職員。
金額　特養　1回　3,000 円
おあしす　1回　5,000 円

4 夜勤手当　（介護職員処遇改善加算から支給。不足分・対象外職員分は法人から支給。）
対象者　夜勤を行った職員。
金額　1回　4,000 円　（4,000円の内800円）

5 処遇改善介護福祉士手当　（介護職員処遇改善加算から支給。不足分・対象外職員分は法人から支給。）
対象者　毎月1日現在、在籍する介護福祉士登録をしている介護職員（兼務者含む）。
ただし1日に休職・休業・欠勤中の職員除く。
金額　月４，５００円
非常勤職員は、1週あたりの労働条件通知書に定める日数による。

1週あたりの労働日数	支給額
5日以上	4,500 円
4日以上	3,600 円
3日以上	2,700 円
2日以上	1,800 円
1日以上	900 円

例）月・火・水隔週勤務の場合　→　週2.5日　→　週2日以上の1,800円を支給。

6 特定処遇改善介護福祉士手当　　（介護職員等特定処遇改善加算から支給。不足分・対象外職員分は法人から支給。）

対象者　　毎月1日現在、在籍する介護福祉士登録をしている介護職員（兼務者含む）。
ただし1日に休職・休業・欠勤中の職員除く。

金額　　月１０，０００円
非常勤職員は、1週あたりの労働条件通知書に定める日数による。

1週あたりの労働日数	支給額
5日以上	10,000 円
4日以上	8,000 円
3日以上	6,000 円
2日以上	4,000 円
1日以上	2,000 円

例）月・火・水隔週勤務の場合　→　週2.5日　→　週2日以上の4,000円を支給。

7 資格手当　（介護職員処遇改善加算から支給。不足分・対象外職員分は法人から支給。）

対象者　　介護福祉士・社会福祉士・介護支援専門員の資格を登録している常勤介護職員

金額　　1資格につき月額１，０００円、介護支援専門員従事者は月額３，０００円

8 非常勤職員賞与　（介護職員等特定処遇改善加算から支給。不足分・対象外職員分は法人から支給。）

対象者　　9月、3月の支給日に在職する非常勤職員。

金額　　人事考課に基づく標準支給額（理事会決定）に期間率・換算率を考慮した額

9 基本給調整額　（介護職員等ベースアップ等支援加算から支給。不足分は法人から支給）。

対象者　　全常勤職員

金額　　基本給の1.8%

10 基本給調整額　（介護職員等ベースアップ等支援加算から支給。不足分は法人から支給）。

対象者　　賞与支給対象の常勤職員

金額　　賞与算定基礎に加える

11 基本賃金調整額　（介護職員等ベースアップ等支援加算から支給。不足分は法人から支給）。

対象者　　全非常勤職員

金額　　時間給の1.8%

12 その他　（各処遇改善等加算に支給不足がでてきた場合一時金として支給。）

対象者　　随時

金額　　随時